

重要インフラ施設周辺森林整備事業について

令和5年9月12日

成田市経済部農政課

令和元年の台風による風倒木が道路や電線等（以下「重要インフラ」という。）に被害を与え、大規模停電の一因となり、早期復旧の妨げとなったことから、風倒木による被害の未然防止のため、重要インフラ周辺の森林において、本市が主体となり、被害木等の伐倒・除去やその後の植栽を実施しております。

つきましては、下記の実施条件をご確認いただいた上で、事業の実施をご希望の場合は、令和5年12月28日（木）までに農政課へご連絡ください。

なお、事業実施にあたっては、必要に応じて風倒木の被害等の状況や千葉県、インフラ施設管理者と協議の上、予算の範囲内での対応となることから、ご要望に応えられない場合がございますので、予めご了承ください。

記

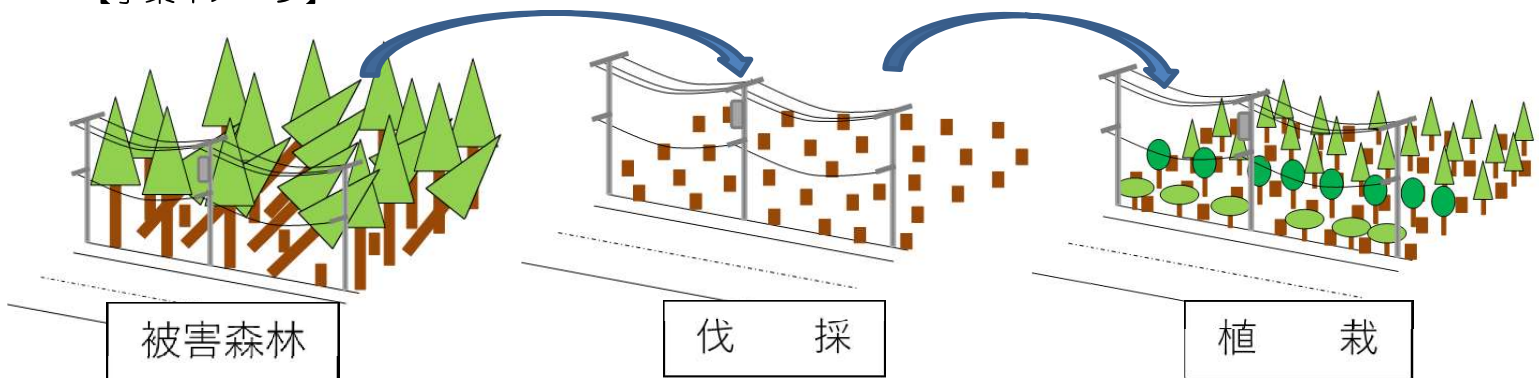
【実施条件】

- ・主にスギやヒノキ等の針葉樹（竹林や雑木林は対象外）からなる重要インフラ近接の地域森林計画対象民有林で、風倒木の被害等があり、面積が0.1ヘクタール以上であること。
- ・事業実施箇所は、重要インフラに被害を及ぼす懸念を有する範囲。
- ・土地の境界が明確であり、隣接者より森林整備の同意を得ている。
- ・事業完了の翌年度から、約15年間は皆伐又は転用を行わず森林として管理。

※必要に応じて、農政課が現地確認を実施。

※重要インフラへの被害防止のため、伐採後に中低木の樹種を植栽します。

【事業イメージ】



問合せ先 成田市役所経済部農政課

電話：0476-20-1541 FAX：0476-24-2185

E-mail：nosei@city.narita.chiba.jp